

2024年7月4日

各 位

上場会社名 株式会社商船三井  
代表者名 代表取締役社長執行役員  
橋本 剛  
(コード: 9104)  
問合せ先責任者 コーポレートコミュニケーション部長  
石部 陽介  
(TEL. 03-3587-6224)

当社業務執行取締役及び執行役員及びエグゼクティブフェローに対する  
2021年度及び2023年度業績連動型株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日、取締役会において、以下のとおり、業績連動型株式報酬としての新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2024年8月2日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 42,601株
(3) 発行価額	1株につき 5,179円
(4) 発行総額	220,630,579円
(5) 割当予定先	業務執行取締役 3名 11,031株 執行役員21名 28,270株 エグゼクティブフェロー 2名 3,300株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2021年4月30日開催の取締役会において、中長期の株価及び業績との連動性を持つこと及び保有株式数の増加を通じて株主とのより一層の価値共有を図ることを目的として、当社の業務執行取締役（執行役員を兼務する取締役）（以下「対象業務執行取締役」といいます。）及び執行役員（当社の子会社取締役を兼任するグループ執行役員を含みます。以下同じ。）を対象とする、「業績連動型株式報酬制度」（以下「本業績連動型株式報酬制度」といいます。）の導入を決議いたしました。

そして、2021年6月22日開催の2020年度定時株主総会において、①対象業務執行取締役に対して、本業績連動型株式報酬制度にかかる株式付与のための報酬を支給すること、②本業績連動型株式報酬制度に基づき付与される株式については、当社と対象業務執行取締役との間で、取締役及び執行役員のいずれの地位も退任する時まで譲渡制限を付す割当契約を締結すること、③当該株式の付与は、対象業務執行取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行又は処

分を行う方法にて行うこと、④納税資金確保のため、上記③の金銭報酬債権に加えて後述する最終支給金額の金銭を支給すること、⑤本業績連動型株式報酬制度により対象業務執行取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間375,000株以内（2022年4月1日実施株式分割以降）とし、その金額（後述する最終支給額の金銭を含みます。）は既存の金銭報酬及びストック・オプション報酬の枠とは別枠で年額550,000,000円以内とすること等につきご承認をいただいております。

また、当社は、2022年6月21日開催の取締役会において、上記と同様の目的から、本業績連動型株式報酬制度の対象を当社の上席理事にも広げることと決議し、さらに、2024年3月29日開催の取締役会において、上記と同様の目的から、本業績連動型株式報酬制度の対象を当社のエグゼクティブフェロー（以下、対象業務執行取締役並びに当社の執行役員及び上席理事とあわせて「対象業務執行取締役等」といいます。）にも広げることと決議いたしました。

#### <本業績連動型株式報酬制度の仕組み>

本業績連動型株式報酬制度では、以下のとおり、あらかじめ定めた株価指標と業績指標・目標に対する一定の評価期間における達成度に応じて株式を支給します。また、納税資金に充当することを目的として、一部を金銭にて支給します。

	指標	ウェイト	当指標を選んだ目的
(i)	(a) TSR: Total Shareholder Return (配当込みの株主総利回り) と東証株価指数の成長率との比較 (b) 当社の TSR 成長率と競合他社の TSR 成長率との比較	30%	株主価値の向上のインセンティブ
(ii)	ROE	40%	親会社株主に帰属する当期純利益の向上と自己資本の効率化に対するインセンティブ
(iii)	中長期貢献個人目標	30%	企業価値を向上させる、将来に成果が現出する当該事業年度の取り組みを促すもの

具体的な算出に当たって必要となる数値目標及びその達成度合いに応じた支給株式数及び支給金額の算定方法等は、当社の取締役会において決定しております。また、納税資金確保のため、当社は、対象業務執行取締役等に対し、退任時に金銭（「最終支給額」といいます。）を支給することとしております。

尚、当社株式の交付に当たっては、当社と対象業務執行取締役等との間で譲渡制限付株式（RS：Restricted Stock）割当契約を締結します。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、対象業務執行取締役等の退任時までの期間を基礎とした譲渡制限期間としています。

今般、当社は、本日、取締役会において、本業績連動型株式報酬制度に基づき、当社の対象業務執行取締役3名、執行役員21名及びエグゼクティブフェロー2名に対し、金銭報酬債権合計220,630,579円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式42,601株を発行することを決議いたしました。本募集に係る株式報酬の評価期間は、2021年7月1日から2024年6月30日まで（TSRを指標とする分）及び2023年4月1日から2024年3月31日まで（TSR以外を指標とする分）です。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本業績連動型株式報酬制度に基づく株式の付与に伴い、当社と対象業務執行取締役等は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### （1）譲渡制限期間

対象業務執行取締役等は、2024年8月2日（払込期日）から当社の取締役、執行役員、上席理事、エグゼクティブフェロー及び監査役のいずれの地位も退任する日（当該日より、以下に定義する本割当株式の交付日の属する事業年度経過後3月を超えた直後の時点（2025年7月1日の到来直後の時点）が遅い場合には、その時点）までの期間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### （2）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間の満了時をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象業務執行取締役等が、本割当株式の交付日の属する事業年度経過後3月を超えた直後の時点までに、死亡その他当社が正当と認める理由により当社の取締役、執行役員、上席理事、エグゼクティブフェロー及び監査役のいずれも退任した場合は、当該退任日の翌日をもって、対象業務執行取締役等が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

##### （3）当社による無償取得

当社は、法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象業務執行取締役等が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

##### （5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認さ

れた場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日に先立ち、これに係る譲渡制限を解除する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本業績連動型株式報酬制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2024年7月3日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である5,179円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象業務執行取締役等にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上